

里山林整備事業のあらまし

1. 整備の目的

有害鳥獣対策として、バッファゾーンを整備し、有害鳥獣の住処となる場所をセットバックさせ被害の軽減を図る。

また、荒廃している里山の景観保持を目的とする。

2. 整備対象

原則として、登記地目が山林（山地番）を対象とする。

休耕田、耕作放棄地が山化したものは対象としない。

また、有害鳥獣対策の効果を発揮させるために、集落単位の取組とする。

施業範囲は、山際から概ね 20m程度とする。

また、可能な限り対応しますが傾斜がきつく作業ができない場合は、申請者と協議させていただきます。

3. 伐採対象林

原則天然林とする。

人工林（植林）の杉・桧については、地権者の意思により植林されている為、原則自ら伐採をする必要がある。

間伐をしたい場合は、ひろしまの森づくり事業のメニューとして環境貢献林整備事業があるので、条件が合致する場合は活用する。

また、もともと天然林で、杉・桧が点在する混交林については、対象とする。

4. 伐採対象木

下刈りを含む、概ね幹径 15cm 以下のものを対象として伐採する。

15cm 以上の幹径の立木については、法面の安定を確保するため、場所によって判断する。

5. 伐採木の処理について

伐採木は外部へ搬出せず、現地へ置いたままとするため、場所によっては置く場所が無い等難しい場合は、申請者と協議し、置く場所の確保をお願いすることがあります。

6. 危険木の対応について

現地を確認し枯損木や今後倒木し家屋に被害が出てきそうな場合は対象とする。

7. その他

施業エリアに有害鳥獣対策として、くくり罠等設置している場合は猟友会と協議し施業時に事故等が起こらないよう対応していただく他、施業範囲の施業同意また、施業の際に発生したトラブルや調整については、申請者の責任において対応をお願いします。